

こんなときどうする？

Q

在宅ワーク紹介サイトに登録した。業者から「パソコン内職はどうか。紹介料が必要だが、仕事の報酬の中から支払える。事前の試験があるが誰でも合格できる。」と電話があり、紹介料を支払うことにし契約した。ところがその試験になかなか合格できず、仕事を紹介してもらえない。

在宅ワーク～本当にもうかる？

A

すぐに仕事が出来、収入を得られると思い契約したものの、試験には合格できず紹介料の支払いが始まってしまったという被害が寄せられています。

この契約は特商法上の業務提供誘引販売取引にあたり、契約を取り消したい場合は、契約書面を受け取ってから二十日間はクーリング・オフが可能です。また、この期間が過ぎてしまった場合でも、勧誘の際に事実と異なる説明を受け誤解して契約した場合は、契約の取り消しが出来ることがあります。

□ 問合せ先 □

東信消費生活センター
町総務課

0 2 6 8 (2 7) 8 5 1 7

消費生活相談窓口

(3 2) 3 1 1 1 内線 10